「令和2年度岐阜県食品衛生監視指導計画(案)」に対する意見

住 所 又	は 所 在 地	〒509-0197 各務原市鵜沼各務原町1丁目4番地の1
氏 (団体、企業等の方	名 はその名称及び担当者名)	全岐阜県生活協同組合連合会 専務理事 佐藤圭三
連絡先 (※いずれかーつ で結構です)	電 話 番 号	058-370-6867
	F A X	
	電子メールアドレス	
	۳.	

※該当箇所(条項等)を明記した上でご意見ください。

該当箇所: P2(2) 実施機関、人員について

意 見:この意見は毎年出させていただいております。食の安全・安心は県民のくらしの基礎であり、食品安全行政を担当する部局の人員と施策予算について、これまでより水準を下げることの無いよう要望します。

該当箇所: P4 食品衛生法等の一部を改正する法律について

意 見:昨年の計画に記入のあった「7輸出入食品の安全証明の充実」の項目が削除されています。法律が改定されたとは聞いておりませんが、何か意図がありますか。

該当箇所: P5 (1) 法及び条例に基づく営業許可施設に対する監視指導、P8 (5) 廃棄食品の不正流通防止のための監視指導について

意 見:前者は従来「一斉立入調査」となっていたものが「一斉監視」に、後者は「立入を 行い」が「監視を行い」に、「監視指導」が「指導」に表現が変わっています。これは立入はしな くなるという意味でしょうか。それぞれの監視指導のレベルが下がることはありませんか。

該当箇所: P9(2) HACCP 導入の推進について

意 見:今回の計画では期限が「令和3年6月1日までに」と明記されました。昨年の意見で「中小規模の事業者にとっては大きな負担になるので丁寧な対応をお願いしたい」と出させていただき、「中小規模の事業者においても HACCP に沿った衛生管理の導入ができるよう支援します」と回答いただきました。この支援の進捗状況はいかがでしょうか。中小業者でもスムーズに導入がすすんでいるのでしょうか。

該当箇所: P13(2) 重点監視事項について

意 見:文中にもありますとおり、平成30年の食中毒の病因物質別事件数は、アニサキス、

カンピロバクター、ノロウィルスの順番だと思われます。それにも関わらず、昨年一番目の項目にあったアニサキスが3番目の項目になっています。また、昨年「食肉を取り扱う施設に対する食中毒対策」として腸管出血性大腸菌とともにカンピロバクターの記述があったのですが、今回は腸管出血性大腸菌という記述しかありません。汚染された生野菜の記述が追加されているので、それとのかかわりかもしれませんが、圧倒的にカンピロバクターによる食中毒の発生の方が多いのですから列記すべきだと思います。

該当箇所:P13(2) 重点監視事項について

意 見:昨年記述のありました「②ジビエ取扱施設の監視指導」が削除されて、新たに「②イベント監視における食品衛生対策」が加えられました。ジビエの関係は、豚コレラが発生し、いのししの捕獲ができなくなったためでしょうか。しかし、鹿等のジビエは流通していますが重点監視の必要はないということでしょうか。また、「イベント監視」の項目が新設された理由は何でしょうか。「ねんりんピック岐阜2020」が開催されるからでしょうか。

該当箇所: P14 ⑤改正食品衛生法の周知について

意 見:昨年ありました「食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度の周知と関連事業者の把握」の項目が削除されました。これは、器具・容器包装の製造者が完全に把握できたということでしょうか。

該当箇所: P15 表 2 残留農薬及び動物医薬品等検査について

意 見:内部寄生虫駆除剤とホルモン剤の検査数が大幅に増えています。理由は何でしょうか。

該当箇所: P18(3) HACCP導入の推進について

意 見:昨年までありました「岐阜県HACCP導入施設認定制度を活用したHACCP導入支援」の項目が削除されました。岐阜県HACCPの制度はなくなったのでしょうか。

該当箇所:P19(2)食品の安全・安心に関する教育の推進について

意 見:昨年ありました「子ども食堂等の衛生的な食事提供の推進」が削除されました。これは指針の周知徹底が終了したということでしょうか。現在の状況では、子ども食堂の実施は広がっていくと思われますが、指導等の必要はないでしょうか。

【提出先】

- (1) 郵送 〒500-8570 (専用郵便番号のため住所の記載は不要) 岐阜県生活衛生課食品指導係 行
- (2) FAX 0 5 8 2 7 8 2 6 2 7
- (3) 電子メール c11222@pref.gifu.lg.jp